

令和7年度大石田町立大石田小学校「いじめ防止基本方針」（概要版）

令和7年5月改定

【学校教育目標】

いのち輝かせる まわたのような大小っ子

【めざす子ども像】

「思いやりのある子ども」	あたたかく（徳）
「自ら考え、行動できる子ども」	やわらかく（知）
「心身ともに健康な子ども」	つよく（体）

1 基本的な考え方

（1）いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。いじめているという意識が有る無しにかかわらず、相手側（いじめられている側）が苦痛を感じている場合は「いじめ」になる。

【いじめの態様】

- ① 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- ⑨ その他

文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より

（2）基本的認識

- ・「いじめの定義」「いじめの態様」の共通認識をしっかりともつ。
- ・「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうる」との共通認識をしっかりともつ。
- ・いじめを受けた児童を徹底して守り通すとともに、早期解消のため組織的に適切かつ迅速に対処する。
- ・児童の保護者、地域住民、その他の関係機関との連携を図り、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に組織的に取り組む。

2 未然防止のための取組

- （1）学級経営の充実（自己有用感、自己肯定感の育成、SSTによる人間関係作り）
- （2）授業改善（分かる授業・全員が参加できる授業の実現）
- （3）道徳の授業の充実（いじめを生まない土壌づくり、環境づくり）
- （4）情報モラル教育の実施
- （5）児童会活動、縦割り班活動の実施と充実
- （6）教育相談体制・生徒指導体制の整備
- （7）組織的な対応と学校評価項目への位置付け

3 早期発見のための取組

- (1) 日常の観察による声かけ等のきめ細やかな目配り
- (2) 児童対象のアンケートの実施、面談
- (3) Q-Uテストの実施（年2回）と今後の指導方針の検討
- (4) 保護者対象のアンケートの実施（年2回）

4 いじめに対する措置（「早期対応・組織的対応」）

- (1) いじめの発見、発覚、相談等の速やかな報告
- (2) 当該児童及び関係児童への事実関係や状況の詳細の確認、関係者への情報収集
- (3) 事実確認後の「いじめ対策委員会」の早急な開催と対応の協議
- (4) 再発防止のための、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言の継続
- (5) 町教育委員会及び関係諸機関との連携した対処

5 重大事態への対処

- (1) 調査組織の設置と調査の実施

いじめにより、当該児童の「生命、心身又は財産に重大な被害」が生じた疑いがあると認められた時、又、いじめにより、当該児童が「相当の期間（年間30日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められた時は、第三者による調査組織を設け、質問票による調査、その他の適切な方法により重大事案に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

- (2) 報 告

当該調査に係る重大事態の事実関係、その他の必要な情報等について、素早く大石田町教育委員会を通じて大石田町長へ報告する。

- (3) 外部機関との連携等

重大事案に係る事実関係の調査、及び事後対応、再発防止等については、必要に応じ大石田町教育委員会、尾花沢警察署、児童相談所、村山教育事務所の「いじめ解決支援チーム」と連携を図りながら進める。

6 点検・評価

- (1) 学校評価

- ・学校評価において、その目的を踏まえて、いじめの問題を取り扱う。
- ・児童や地域の状況を十分踏まえた目標を設定し、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価する。評価結果を踏まえてその改善に取り組む。

- (2) 校内におけるいじめの防止等に対するPDCAサイクル

- ・「いじめ対策委員会」を主とした組織的な対応による、いじめの問題の未然防止、早期発見、早期対応の取組について児童の視点で随時検証し改善を図る。

7 おわりに

本校の「いじめ防止基本方針」の内容については、常に共通理解を図り、必要に応じて随時更新しながら、本校におけるいじめの未然防止、早期発見、早期対応の取組を有効に機能させるようにする。そして、児童を取り巻く教職員、児童、保護者、その他すべての人の取組として展開されるように努めていく。